

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成30年12月20日(2018.12.20)

【公表番号】特表2017-534819(P2017-534819A)

【公表日】平成29年11月24日(2017.11.24)

【年通号数】公開・登録公報2017-045

【出願番号】特願2017-525550(P2017-525550)

【国際特許分類】

F 17 C 11/00 (2006.01)

【F I】

F 17 C 11/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成30年11月7日(2018.11.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

多孔質体の成形体(3)を含む貯蔵容器(1)であって、前記貯蔵容器(1)が、少なくとも1個の入口(9)を含む区域(7)を有する壁(5)を含み、前記貯蔵容器(1)が、中心軸(11)を有し、前記中心軸(11)が、前記貯蔵容器(1)の長手軸であり、及び／又は前記少なくとも1個の入口(9)の断面領域に垂直であり、前記成形体(3)が、前記貯蔵容器(1)の内部体積(13)の少なくとも85%を占め、前記成形体(3)が、前記貯蔵容器(1)の中心軸(11)に関する軸の軸方向(17)に開口部(19)を含み、前記開口部(19)が、前記成形体(3)の第一端(21)から、前記成形体(3)の反対側の第二端(23)まで延在し、前記貯蔵容器(1)が、一体に形成された正確に1個の成形体(3)を含み、前記成形体(3)が、前記軸方向(17)に中空チャネル(15)を含み、各中空チャネル(15)の断面領域(25)が、前記開口部(19)の断面領域(27)よりも小さいことを特徴とする貯蔵容器。

【請求項2】

前記中空チャネル(15)が、0.5mm～3mmの範囲の内径(31)を有する請求項1に記載の貯蔵容器。

【請求項3】

全ての中空チャネル(15)の前記断面領域(25)の合計が、前記少なくとも1個の入口(9)の断面領域より20%未満小さいか、又は大きい請求項1又は2に記載の貯蔵容器。

【請求項4】

隣接する中空チャネル(15)の前記断面領域(25)の2個の周囲間の最短距離(33)が、2cm未満である請求項1～3のいずれか1項に記載の貯蔵容器。

【請求項5】

前記貯蔵容器(1)が、少なくとも1個の出口(35)を含み、前記少なくとも1個の入口(9)及び前記少なくとも1個の出口(35)が、両方とも前記貯蔵容器(1)の壁(5)の同一の区域(7)に備えられている請求項1～4のいずれか1項に記載の貯蔵容器。

【請求項6】

前記成形体(3)がない第一の空隙空間(43)が、前記貯蔵容器(1)の壁(5)と

、前記軸方向（17）を向き、前記少なくとも1個の入口（9）と反対側に面する前記成形体（3）の端面（45）との間に備えられ、前記第一の空隙空間（43）が、前記貯蔵容器（1）の内部体積（13）の15%以下である請求項1～5のいずれか1項に記載の貯蔵容器。

【請求項7】

少なくとも1個の第一のスペーサー（47）が、前記成形体（3）の端面（45）に隣接して、又は端面（45）上に備えられる請求項6に記載の貯蔵容器。

【請求項8】

前記成形体（3）がない第二の空隙空間（37）が、前記貯蔵容器（1）の壁（5）と、前記成形体（3）の周囲面（39）との間に備えられ、前記周囲面（39）が、前記中心軸（11）に関する半径の半径方向（41）を向き、前記第二の空隙空間（37）が、前記貯蔵容器（1）の内部体積（13）の10%以下である請求項1～7のいずれか1項に記載の貯蔵容器。

【請求項9】

少なくとも1個の第二のスペーサー（49）が、前記成形体（3）の周囲面（39）に隣接して、又は周囲面（39）上に備えられる請求項8に記載の貯蔵容器。

【請求項10】

前記貯蔵容器（1）及び前記成形体（3）が、円筒形状を有する請求項1～9のいずれか1項に記載の貯蔵容器。

【請求項11】

前記成形体（3）の最短延在部が、10cm～100cmの範囲であり、前記成形体（3）の最長延在部が、20cm～300cmの範囲である請求項1～10のいずれか1項に記載の貯蔵容器。

【請求項12】

前記多孔質体が、活性炭、ゼオライト、活性アルミナ、シリカゲル、開放細孔ポリマーフォーム、金属水素化物、金属有機骨格（MOF）、及びそれらの組み合わせからなる群から選択され、前記ガスが、天然ガス、シェールガス、都市ガス、メタン、エタン、水素、プロパン、プロペン、エチレン、二酸化炭素、及びそれらの組み合わせからなる群から選択される請求項1～11のいずれか1項に記載の貯蔵容器。

【請求項13】

請求項1～12のいずれか1項に記載の貯蔵容器において使用するための成形体であって、前記成形体が、多孔質体のものであり、前記成形体が、開口部を含み、前記開口部（19）が、前記成形体（3）の第一端（21）から、前記成形体（3）の反対側の第二端（23）まで延在し、前記成形体（3）が、一体に形成され、前記成形体（3）が、前記軸方向（17）に中空チャネル（15）を含み、各中空チャネル（15）の断面領域（25）が、前記開口部（19）の断面領域（27）よりも小さい成形体。

【請求項14】

ガスを貯蔵するための請求項13に記載の成形体を使用する方法。